

平成 26 年 1 2 月議会一般質問 霧島永水太陽光発電所の建設計画について

市が把握している進捗状況を伺う。

- (1) 霧島市とゴルフ場事業者とは開発協定書を締結している。事業の譲渡、事業の中止について厳しい規定がある。これらについて協議の申し入れがあったか？

事業者は、本年 11 月初めに県の関係部署に太陽光発電事業について、県土地利用対策要綱に基づく土地利用協議のための事前相談を行ったと聞いている。また、11 月 8 日に東襲山公民館において、事業者が、国分重久地区住民に対し説明会を開催した。市に対しては、現在のところ、事業者からゴルフ場建設に関する開発協定書の取り扱いについて協議の申し入れはないが、今後、事業者から県にゴルフ場の中止の申出がなされた段階で、協議する。

- (2) ゴルフ場の事業者である、㈱キリシマは『ゴルフ場防災施設整備工事』を 11 月 4 日から来年 2 月 28 日まで実施するとの通告を永水自治公民館長宛、提出した。現地は法的にゴルフ場の建設工事が続行している状態である。平成 5 年ゴルフ場着工、平成 8 年工事中断、その後 18 年経過しており、植生は復活している状態である。この状態で防災施設整備工事を行う意味が分からない。草刈を行えば、シラス流出を助長しかねない。付替え道路工事は、その場に生えている木を伐採することになり、シラス流出に拍車を掛ける。文書では施工者は太陽光発電関係者となっている。太陽光発電の認可前の事前工事ではないかとの疑いがある。現地はゴルフ場建設を再開するのか、太陽光発電事業を行うのか、霧島市としてはどのように考えるか？

今回の「ゴルフ場防災施設整備工事」については、敷地における通常の維持管理として除草等を計画されたものと認識する。

Q：事業者からの相談は直近、いつごろあったか？

A：事業者からの申し入れは無い

Q：事業者は県に相談した内容は全て、市に伝えると永水での住民説明会で言った。このような意味で相談が来ているかとの質問である。

A：相談が来ている。

Q：直近、いつごろかと聞いている。

A：12 月 1 週の始めに事業者は来た。

Q：2 問目のゴルフ場の防災工事として事業者は草払いと付け替え道路の整備としているが、これが防災工事になるか？

A：ゴルフ場に関連した工事と認識している。草刈は通常の維持管理、付替え道路は崩れている側溝、法面を元に戻すことにより、道路としての機能を戻してシラス等が流出しないように整備をすると事業者から聞いた。

Q：事業者がそのような説明を建設部にしたということか？

A：こちらから尋ね、そのように聞いた。

Q：この部分は見解の違いであるが、ゴルフ場の草払いのマップが提供されているが、クラブハウスの近辺から全域に亘っている。あれだけの面積の草払いをしたらどうなるか、ゴルフ場の防災に役立つと受け取ったということか？

A：これについても事業者から話を聞いて、除草という事で、根までは除草はしない、根は残った状態で除草作業をする、シラスの流出には至らないと聞いている。